

福島原発事故の放射性物質による環境汚染への対処

～放射性物質汚染対処特措法案の成立と国会論議～

環境委員会調査室 かねこ かずひろ あまいけ きょうこ
金子 和裕・天池 恭子

1. はじめに

第 177 回国会において、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法案」が衆議院環境委員会において起草・提出され、成立した。本法律案は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染が生じていることに鑑み、環境汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減するため、国、地方公共団体、関係原子力事業者等が講ずべき措置等について定めるものである。

本稿においては、本法律案提出の経緯や概要などを紹介するとともに、国会での論議の状況について整理することとしたい。

2. 法律案提出の経緯と審議状況

環境基本法では第 13 条において、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律で定めるところによる旨規定されている。この環境基本法の下、廃棄物処理法を始めとして他の環境関係の法律においても、放射性物質による環境汚染及びその防止については、適用除外とされている。

一方、原子力や放射線に係る安全確保のための規制は、原子力基本法の下、原子炉等規制法や放射線障害防止法など他の関係法令に委ねられているが、これらは、公共の安全を図るための事業や施設設置のための許可制度など、事故等を未然に防ぐための規制が中心であり、環境汚染の防止や対策に関する規定はない。

よって、今回の事故のように、放射性物質が原子力発電所等の構外の一般環境中に排出され、環境汚染を引き起こすような事態については、これを直接対象とする法律は存在せず、法制度に不備が生じている状況にある。

こうした中、環境省は、平成 23 年 5 月 2 日に「福島県内の災害廃棄物の当面の取扱い」を取りまとめた。ここでは、避難区域及び計画的避難区域については、当面、災害廃棄物の移動や処分を行わず、その後の対応は区域の指定の状況を踏まえて検討するとし、一方、避難区域等の外側では、仮に災害廃棄物が放射性物質により汚染されていたとしても、その汚染レベルは通常の生活に影響するほどのものではないが、放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物については、放射性物質が拡散することのないよう、適正な管理の下に処理すべきとした。

これを受けて、「放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物」の処理については、6 月 23 日に「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」が環境省により定められた。一方、高

濃度に汚染されている可能性が高い避難区域等の災害廃棄物の対策については対応が遅れることとなった。こうした中、首都圏の一般廃棄物の清掃工場では、6月以降、焼却灰等から高濃度の放射性物質が検出される事態が発生し、また、東日本を中心とする各都県においては、浄水発生土や下水汚泥などから放射性物質が検出される事態も発生した。

このほか、学校の校庭や公園などの土壌なども放射性物質に汚染され、福島県内の小中学校等では校庭等の表土の除去が行われたものの、除去土壌の処分方法が決まっていないことから、校庭等の片隅やその地中で仮置きが行われている状況にある。

このように法制度の不備に加えて、「放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物」という解釈による対応では現行の事態に対しては限界があり、汚染の影響を低減するための緊急的な措置を行う枠組みを早急に策定する必要があるとの観点から、与野党内で検討が進められた。

この結果、8月23日に衆議院環境委員長提出に係る議員立法として本法律案が衆議院に提出され、同月26日に成立したものである。

なお、衆議院の環境委員会では「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する件」の決議が、また、参議院の環境委員会では本法律案に対する附帯決議が、それぞれ行われている¹。

3. 法律案の概要

(1) 目的

東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質（以下「事故由来放射性物質」という。）による環境汚染への対処に関し、国、地方公共団体、関係原子力事業者等の責務を明らかにするとともに、これらが講ずべき措置について定めることにより、人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

(2) 責務

ア 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、必要な措置を講ずるものとする。

イ 地方公共団体は、国の施策への協力を通じて、当該地域の自然的社会的条件に応じ、適切な役割を果たすものとする。

ウ 関係原子力事業者（事故由来放射性物質を放出した原子力事業者）は、誠意をもって必要な措置を講ずるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(3) 基本方針

環境大臣は、最新の科学的知見に基づき、事故由来放射性物質による環境汚染への対処に

¹ 両決議は、いずれも法律の施行・運用について政府に要求するものであり、国の責任において万全な対策を講ずること、放射性廃棄物の処理等に関わる基準を子供等の特性に配慮し、速やかに設定することなどを内容としている。

関する基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

(4) 監視・測定の実施

国は、事故由来放射性物質による環境汚染の状況を把握するための統一的な監視及び測定の体制を速やかに整備するとともに、自ら監視及び測定を実施し、その結果を適切な方法により随時公表するものとする。

(5) 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理

ア 対策地域内廃棄物の処理

環境大臣は、地域内の廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがある地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができる。

環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、当該地域内にある廃棄物（対策地域内廃棄物）の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を策定しなければならない。

国は、対策地域内廃棄物処理計画に従って、対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分を行わなければならない。

イ 指定廃棄物の処理

環境大臣は、**ア**の汚染廃棄物対策地域外の廃棄物であって、廃棄物処理施設等から生じたものについて、事故由来放射性物質による汚染状態が一定の基準に適合しないと認めるときは、指定廃棄物として指定するものとする。

国は、指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分をしなければならない。

ウ 特定廃棄物以外の廃棄物の処理

上記の対策地域内廃棄物及び指定廃棄物（特定廃棄物）以外の汚染レベルの低い廃棄物の処理については、廃棄物処理法の規定を適用するものとする。

(6) 事故由来放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置等の実施

ア 除染特別地域の除染等の措置等の実施

環境大臣は、地域内の環境汚染の著しさ等を勘案し、国による除染等の措置等²が必要である地域を、除染特別地域として指定することができる。

環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該地域の除染等の措置等の実施に係る特別地域内除染実施計画を策定しなければならない。

国は、特別地域内除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

イ 汚染状況重点調査地域内の除染等の措置等の実施

環境大臣は、**ア**の除染特別地域以外の地域であって、環境の汚染状態が一定の要件に適合しないと認められる等の地域を、環境汚染の状況について重点的な調査測定が必要な汚染状況重点調査地域として指定するものとする。

都道府県知事又は政令で定める市町村長は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、

2 除染等の措置等は、土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分をいう。なお、土壌等の除染等の措置は、事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置をいい、また、除去土壌とは土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌をいう。

調査測定の結果により環境の汚染状態が一定の要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等の実施に係る除染実施計画を定めるものとする。

国、都道府県知事、市町村長等は、除染実施計画に従って、除染等の措置等を実施しなければならない。

ウ 国による代行措置

国は、都道府県知事、市町村長等から要請があり、かつ、必要があると認められるときは、自ら除染等の措置等（一部を除く。）を行うものとする。

(7) 費用の負担

ア 国は、地方公共団体が環境汚染への対処に関する施策を推進するために必要な費用についての財政上の措置その他の措置を講ずる。

イ 本法に基づき講ぜられる措置は、原子力損害賠償法により関係原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとして、当該関係原子力事業者の負担の下に実施される。

(8) 特定廃棄物又は除去土壌の処理等の推進の措置

国は、基本方針に基づき、地方公共団体の協力を得つつ、特定廃棄物又は除去土壌の処理のために必要な施設の整備その他の汚染された廃棄物の処理及び除染等の措置等を適正に推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(9) 検討条項

ア 政府は、法施行後3年を経過した場合において、法律の施行状況を検討し、所要の措置を講ずるものとする。

イ 政府は、放射性物質に関する法制度の在り方について抜本的な見直しを含め検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

ウ 政府は、原子力発電所において事故が発生した場合における原子炉、使用済燃料等に関する規制の在り方等について検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。

4. 主な国会論議

(1) 議員立法による対応になった理由

放射性物質に汚染された廃棄物の処理や土壌等の除染を計画的に進めるため、早急に法整備を行う必要性が指摘されていたにもかかわらず、政府が議員立法の提出を待つという対応になったことについて、衆議院環境委員長代理の江田康幸議員及び江田五月環境大臣は、ともに「環境基本法を始めとする関係法律を改正、整備していくには非常に多くの時間を要するが、緊急の対応はしなくてはならない。そこで、汚染廃棄物の処理や汚染土壌等の除染などの緊急措置を可能とする特別措置法の議員立法に至った」旨答弁した³。

(2) 放射性物質による環境汚染の除去に係る責任の所在

放射性物質に汚染された廃棄物の処理及び土壌等の除染に係る責任の所在については、

³ 第177回国会参議院環境委員会会議録第11号3～4頁、5頁（平23.8.25）、第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号5頁（平23.8.23）

衆議院環境委員長代理の田島議員及び江田議員並びに江田環境大臣から、ともに「一義的には汚染原因者である東京電力の責任であるが、これまで原子力政策を推進してきた国としても、その社会的責任に鑑みてこの責任を果たすべきである。地方公共団体にはその責任はなく、国の施策に協力するということで一定の役割を果たしてもらおうというのが本法律案の趣旨である」旨の答弁があった⁴。

(3) 費用負担の在り方

ア 負担の主体

費用負担の主体について、江田環境大臣は、「地方公共団体が実施する民有地の除染事業について、これに要する計画策定費用あるいは調査費用も含め、これら費用の全額を国が一旦負担した上で、関係原子力事業者に求償を行う。さらに、地方公共団体が実施する公有地の除染事業については、国として必要な財政上の支援措置をしっかりと講ずることになっている」と答弁した⁵。国や地方公共団体が除染処理する費用負担は全て東京電力に賠償責任を負わせるべきだとの意見に対して、江田環境大臣は、「求償がどうやったらできるか、どこまでできるかはこれからの課題であるが、事業者に最終的な責任があるということは確かなことだ」と述べるにとどまった⁶。

イ 必要な予算措置

必要な予算措置については、江田環境大臣は、「第2次補正の数千億円の予備費のかなりの部分、あるいは、第3次補正で環境省として廃棄物関係、除染の関係で要求をしたい」旨述べ、さらに、櫻井財務副大臣も、「東京電力に最終的には責任を負ってもらうことになるのだろうと思っているが、それまでとても待てる環境にはないので、財務省として必要な予算措置を早急にやりたいと思っている。2次補正で一部予算措置がされている。予備費も活用したいと思っているし、3次補正の方でもきちんと手当てをする」と答弁した⁷。

(4) 指定の基準・要件

ア 汚染廃棄物対策地域

国が処理を行うものとされている汚染廃棄物対策地域については、警戒区域や計画的避難区域が想定されるが、地域の指定に当たり汚染の状況に加味される「その他の事情」とは何かについては、江田環境大臣から、「第一義的には、放射性物質によって汚染されている程度というものがあるが、同じ市町村の中でどう線引きするのかということや、避難者の住まいのそれぞれの土地の汚染状況もいろいろなものがあるので、そうした事情なども勘案しながら対策地域を決めていこうということである」旨の答弁があった⁸。

4 第177回国会参議院環境委員会会議録第11号5頁、9頁、10頁(平23.8.25)、第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号3頁、8頁(平23.8.23)

5 第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号11頁(平23.8.23)

6 第177回国会参議院環境委員会会議録第11号9～10頁(平23.8.25)

7 第177回国会参議院環境委員会会議録第11号4頁(平23.8.25)

8 第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号9頁(平23.8.23)

イ 指定廃棄物

環境省が1キログラム当たり8,000ベクレル以下の焼却灰は管理型最終処分場に埋立処分可能としていることから⁹、国が処理を行うものとされている指定廃棄物の指定基準として1キログラム当たり8,000ベクレル超を想定しているのかについては、衆議院環境委員長代理の馳議員及び江田環境大臣から、ともに「平常時に廃棄物処理を行っている市町村の処理技術あるいは施設の能力等を勘案し、専門家等の意見を聞きつつ、今後検討していきたいと思っている。8,000ベクレルというのは一つの参考になると思うが、今、8,000ベクレルであると言えるほど検討が熟しているわけではないので、法律施行後、早急に決めていきたい」旨の答弁があった¹⁰。また、福島県外の廃棄物も対象となるのかについては、江田環境大臣は、「県外の廃棄物についても、指定基準に該当するものがあれば指定対象となる」と答弁した¹¹。

ウ 除染特別地域

国が除染を行うものとされている除染特別地域の指定要件については、定め方によっては対象地域が限定されてしまうおそれがあるため、どのような内容になるのか注目されていた。この点について、江田環境大臣は、「20キロ圏内あるいは20ミリシーベルトなどの数値は参考になってくると思うが、これは基本方針の中で検討していく」と述べ、また、要件を定める環境省令を定める際に協議すべき関係行政機関の長と原子力安全委員会との関係については、「原子力安全委員会を設置する内閣府の長である内閣総理大臣に対して協議を行う中で、原子力安全委員会の意見が反映されるべきものだ」と理解をしており、原子力安全委員会の判断は無関係だということでは断じてない」と答弁した¹²。

(5) 最終処分場の確保

放射性物質に汚染された廃棄物の処理や土壌等の除染を着実に進めるためには、長期間わたる管理が必要になる廃棄物や除去土壌の最終処分場の確保が不可欠であるが、この点について、樋高環境大臣政務官から、「地域住民に対してきちんと説明をすることに加えて、科学的な知見に基づいた安全で安心できる処分の方法を明らかにすることにより関係者の理解を深めるよう努めながら、一方で、地方自治体等の関係者と相談をしながら、処分場の確保について国の責任においてしっかりと検討していきたい」旨の答弁があった¹³。

9 環境省は、放射性セシウムが市町村の一般廃棄物焼却施設の焼却灰から検出されていることを受けて、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル/kg以下の焼却灰は市町村の管理型最終処分場へ埋立処分する方針とした（「一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて」（平23.6.28））。また、その後、8,000ベクレル/kg～10万ベクレル/kgの焼却灰については、放射性セシウムによる公共用水域や地下水の汚染の防止対策を行った上で管理型最終処分場へ埋立処分するなどの方針を示している（「8,000Bq/kgを超え100,000Bq/kg以下の焼却灰等の処分方法に関する方針」（平23.8.31））。

10 第177回国会参議院環境委員会会議録第11号8頁（平23.8.25）、第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号9頁（平23.8.23）

11 第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号9頁（平23.8.23）

12 第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号9～10頁（平23.8.23）

13 第177回国会参議院環境委員会会議録第11号10～11頁（平23.8.25）、第177回国会衆議院環境委員会会議録第14号2～3頁、4頁、7頁、10頁（平23.8.23）

また、福島周辺の低レベルの放射性廃棄物を青森県六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに埋設してはどうかとの質問に対して、江田環境大臣から、「六ヶ所村というのも選択肢の一つかもしれないが、そこがあるからそこへ持って行けばいいということにもならないので、一生懸命努力をし、それぞれの地域の住民に十分説明をし、納得もしてもらいながら、探していきたい」旨の答弁があった¹⁴。

(6) 国による代行措置

国による代行措置については、市町村からの要請があれば直ちに代行するというのが本法律案の趣旨であることの確認を求められ、江田環境大臣は、「市町村の方で実施体制や専門知識、技術の必要性を考えて国に要請をするのだろうと思うので、要請に加えて重い要件があるというような運用ではなく、市町村としっかり協議をしていきたい」と答弁した¹⁵。

(7) その他

ア 国による土地の買上げ

放射線量の高い地域の土地の買上げなどについては、福山内閣官房副長官は、「どの程度帰宅が困難になるのかについて、現状の把握と今後の除染の余地を検討している段階なので、今の段階で具体的なことが固まっているわけではない」としつつ「今後、除染方針を出すことによって、どの程度時間がかかるのかということ、現実を見据えながら政府はいろいろ判断をしていかなければいけない」旨答弁した¹⁶。また、衆議院環境委員長代理の馳議員からも、「住民の要望があれば、関係機関と協議の上、国が買い上げるなり借り上げて、その土地利用について考えるということも一つの考え方として住民に示していくことも考慮すべきである」旨の答弁があった¹⁷。

イ 除去土壌の処理方法

汚染土壌から放射性物質のみを取り出し、濃縮し、集めていく技術開発の必要性については、農林水産省から、「現在、新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業の中で、削り取った汚染土壌からの放射性セシウムの分離、除去技術について、公募によって民間等からの課題提案を受けているところである」との答弁があった¹⁸。また、除去土壌を護岸工事や防潮堤の基礎工事に活用することについて、環境省は、「今後、様々な処理方法について、専門家や関係者等の意見を聞きながら、また、人の健康や環境への影響等に関する評価も行いながら、再利用を含めた適切な処理の方法等を考えていきたい」と答弁した¹⁹。

ウ 継続した健康調査の実施・疫学調査の研究

放射性物質による健康被害から国民を守るための継続した健康調査の実施及び疫学調

14 第 177 回国会参議院環境委員会会議録第 11 号 7～8 頁 (平 23. 8. 25)

15 第 177 回国会衆議院環境委員会会議録第 14 号 10～11 頁 (平 23. 8. 23)

16 第 177 回国会衆議院環境委員会会議録第 14 号 5～6 頁 (平 23. 8. 23)

17 第 177 回国会参議院環境委員会会議録第 11 号 6～7 頁 (平 23. 8. 25)

18 第 177 回国会衆議院環境委員会会議録第 14 号 3～4 頁 (平 23. 8. 23)

19 第 177 回国会衆議院環境委員会会議録第 14 号 4 頁 (平 23. 8. 23)

査の研究について、福山内閣官房副長官は、「福島県民は現在及び将来の健康に対して不安を持っている。短期的な健康管理だけではなく、中長期の健康に対する管理が必要だという認識で我々は今回の2次補正で対応をした。中長期的な観点で健康調査については進めていきたい」と答弁した²⁰。

エ 学校における放射線量の基準

学校における放射線量の基準決定の経緯が現状追認ではないかとの指摘に対しては、笠文部科学大臣政務官から、「避難区域等以外の地域にある学校の校庭等の空間線量率は低下している現状を踏まえて、暫定的な基準に代わる新たな考え方を、原子力災害対策本部とともに検討を進めており、決して数値が下がったからこういう基準にするということではなくて、学校現場においては年間1ミリシーベルト以下に抑えていくという方針の下で取り組んできたところである」旨の答弁があった²¹。

5. おわりに

本法は、平成24年1月に完全施行されるが、本法が成立した8月26日には「除染に関する緊急実施基本方針」が原子力災害対策本部により決定された。この緊急実施基本方針は、本法に基づく除染の枠組みが動き出すまでの間、除染を緊急に実施するため取りまとめたものであり²²、今後2年間に目指すべき当面の目標や作業方針などを内容とするものである²³。

一方、10月17日には、本法に基づく基本方針骨子案及び汚染廃棄物対策地域などの指定の要件を定める環境省令について、パブリックコメントが実施されている。これによると、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域の指定の要件は、警戒区域又は計画的避難区域である地域であり²⁴、また、(除染特別地域以外の)汚染状況重点調査地域の指定の要件及び指定後に除染実施計画を定めることとなる区域の要件は、空間線量率が毎時0.23マイクロシーベルト以上(追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以上を要件の基準とし、これを空間線量率に換算したもの。)とされている。また、指定廃棄物の指定基準については、放射性物質に

20 第177回国会衆議院環境委員会議録第14号11頁(平23.8.23)

21 第177回国会参議院環境委員会議録第11号11頁(平23.8.25)

22 緊急実施方針では、除染実施における暫定目標として、①追加被ばく線量(自然被ばく線量及び医療被ばく線量を除いた被ばく線量)が年間20ミリシーベルト以上の状況にある地域を段階的かつ迅速に収束することを目指し、②年間20ミリシーベルト以下の被ばく状況にある地域においては、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指すなどとしている。

23 政府は、9月9日に緊急実施基本方針に従って緊急的に実施する除染事業等の経費として、平成23年度第2次補正予算で計上された東日本大震災復旧・復興予備費8千億円から約2,179億円を使用することとした。

環境省は、このほか、放射性物質に汚染された土壌等の除染及び汚染廃棄物の処理に要する費用について、中間貯蔵施設の整備や高濃度汚染地域の対策費用を除き、複数年度で約9千3百億円程度要すると見込んでいる(「平成24年度 環境省重点施策」(平成23年9月))。

24 警戒区域は、住民の安全及び治安を確保するため、福島第一原発半径20km圏内の立入りを原則禁止としたものであり、4月22日に設定され、その区域内人口は9市町村で約7万8千人とされている。また、計画的避難区域は、住民の健康への影響を踏まえ、福島第一原発から半径20km以遠の周辺地域で事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがある地域について、計画的な避難を求めるものであり、4月22日に設定され、7月上旬に避難が完了した。その区域内人口は5市町村で約1万人とされている。

よる汚染レベルに応じて求められる処理方法及び平常時に廃棄物処理を行っている市町村の処理技術、処理施設等の能力などの実態を勘案し、設定するとしている²⁵。パブリックコメントは10月26日まで行われ、この結果等を踏まえ、基本方針の閣議決定及び汚染廃棄物対策地域等の指定要件の公布については、それぞれ11月に行うことを目指すとされている²⁶。

このように、除染の対象となる地域などが明らかになり、放射性物質による環境汚染対策が動きつつある一方で、汚染された廃棄物や除去土壌の仮置場や中間貯蔵施設、最終処分場については、その立地場所や保管期間など、周辺住民にとって大きな関心事である具体的な中身までは現時点では明らかにはされていない²⁷。

また、9月30日には5市町村に指示されていた緊急時避難準備区域が解除された。これは、工程表のステップ1の終了²⁸により原子力発電所の状況が著しく改善したことや、空間線量率などの観点からは基本的に安全性が確認されたことなどによるが²⁹、除染については今後、実施されることとなる。

警戒区域などの解除により福島県民が元の場所へ帰還し、以前の生活を取り戻すには、放射性物質により汚染された地域の除染や廃棄物の処理が大前提となろうが、これには被災者の安心できる対策を実施することが課題となる。また、放射性物質による汚染は福島県以外にも広がりを見せており、汚染対策は長期にわたることが見込まれることから、国の責任により対策を進めるとしても、この深刻な放射性物質による環境汚染に対しては、都道府県や市町村、国民の緊密な協力により、取り組んでいく必要がある。

25 これにより、指定廃棄物は8,000ベクレル/kgを超える廃棄物となることが見込まれる。

26 「放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針骨子案」等に対する意見の募集（パブリックコメント）について（お知らせ）（平23.10.17 環境省報道発表資料）

27 細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣は、10月17日に福島市で開かれた「第2回原子力災害からの福島復興再生協議会」において、福島県内の仮置場について仮置期間などを具体的に盛り込んだ工程表を10月中に発表する考えを示したが、中間貯蔵施設の場所については工程表で特定するのは困難との認識を示した（『読売新聞』（平23.10.18））。なお、環境省は、中間貯蔵施設の整備に向けた検討を進めるための費用として平成23年度第3次補正予算案において11億円を、平成24年度予算概算要求において20億円を、それぞれ計上しているところである。

28 工程表は「福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋」（平23.4.17 東京電力）によるものであり、ステップ1は放射線量が着実に減少傾向になっていることを目標としており、このため、原子炉等の安定的な冷却などを対策とする。ステップ1は7月になって達成したとされた（「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋進捗状況」（平23.7.19 原子力災害対策本部 政府・東京電力統合対策室））。

29 「避難区域等の見直しに関する考え方」（平23.8.9 原子力災害対策本部）